

【2024 年度 輸送の安全に関する目標及び計画について】

大阪阪神タクシー株式会社

【輸送の安全に関する基本的な方針】

社長及び役員は、「会社の基本方針」の筆頭に掲げた「安全輸送の遂行」を守るため、安全管理体制の整備に努めるとともに、輸送の安全確保のために、社員を適切に指揮し、車両及び施設・設備を総合的に活用する。

【安全方針】

- ・ 安全確保がタクシー事業者にとって最優先の使命であることを充分認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- ・ 輸送の安全に関する法令及び規程を遵守し、厳正かつ確実に職務を遂行する。
- ・ 安全管理体制を適切に維持するために、褒賞・懲罰を通じた信賞必罰を徹底する。
- ・ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

【輸送の安全に関する目標】

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 死亡事故、重大事故 | ゼロ |
| (2) 飲酒運転の根絶 | |
| (3) 有責事故件数 | ・・・ 36 件以下（月間【3 件以内】とする） |

※ 上記の重大事故とは、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故を指す。

【輸送の安全に関する計画】

輸送の安全に関する目標達成のため、以下のとおり安全運動、教育・研修を実施する。

【事故防止強化のため取組】

(1) 2024年度からの新たな取組

① 従業員全員の「安全に対する意識」のさらなる強化及び事故削減

<実施項目>

交通安全運動期間中における周知・啓蒙を強化（事務所内及び車庫内掲示等）するとともに、安心・安全意識の向上に向けた制度（インセンティブ等含む）の創設等により、さらなる事故削減に努める。

② 入社半年経過者へのフォローアップ研修

<実施項目>

・ 入社から半年を経過した乗務員を対象に、今までの振り返りを含めた集合研修と管理職による面談を実施することで、自身の運転キャリア等を再確認させるとともに、事故発生確率の減少に努める。

③ 事故防止強化週間の設定

<実施項目>

過去の統計から、事故発生確率の高い期間を「事故防止強化週間」として設定し、当該期間中は車庫及び事務所内での掲示を行うとともに、全従業員が共通のワッペンを着用することで、事故防止に向けて全従業員が一体となった取組を行い、さらなる事故防止に努める。

(2) 継続的な取組

① 当社における事故統計を用いた事故防止教育（毎月の一斉点呼時に実施）

② 年4回（春・夏・秋・年末年始）の全国交通安全運動等の期間中における事故防止啓発強化

③ 安全運転・接遇向上の日を設定（一斉点呼の日を該当日）

④ 高齢運転者に対する事故防止教育の実施

⑤ 連続無事故記録日数の掲示による乗務員の事故防止意識向上

⑥ 健康管理体制の強化（定期健康診断における要注意者の面談・フォローアップ）

⑦ 衝突被害ブレーキを備えた JAPAN タクシー車両への更新の実施

※ 2024年度導入率：60.0%（稼働50両中「30両」）の予定

⑧ 新入乗務員教育の強化（定期的なフォローアップ研修【個別・集合】等）

⑨ 乗務員の適性診断の受講

⑩ 運行管理者基礎講習及び一般講習、指導主任者講習の受講

(3) 事故発生時における取組

① 有責事故惹起者との面談及び再発防止のための運転目標の設定

② 事故複数回惹起者への特定診断または運転技能診断の受診

<実施項目>

・ 運行管理者の面談において、再発防止策を乗務員自らが考え具体的に設定させる。
・ 複数回事故を惹起する乗務員には、社内面談のみならず外部の専門機関における講習を受講させ、その結果をもとに再発防止策を自らが考え設定させる。
・ 運行管理者においては、乗務員が自ら考え具体的に設定した目標の実行状況を定期的に確認しフォローアップを行う。

【自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計】

2023年4月1日から2024年3月31日まで・・・0件

【行政処分】

2023年4月1日から2024年3月31日まで・・・0件

以上